

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	温泉の利用の許可		
根拠法令の名称・根拠条項	温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項		
基準法令名	温泉法 第15条第2項、第3項		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉法第15条第2項に規定する欠格事項に該当しないこと及び同条第3項に規定する「温泉の成分が衛生上有害であると認めるとき」でないことを基準とする。</li> <li>・吹田市温泉利用審査基準（別添1）及びタンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンドにより公共の浴用又は飲用に供される温泉の許可基準及び管理要領（別添2）に適合していることを基準とする。</li> </ul>		
標準処理期間	<p>文書が提出先に到達した日の翌日から20日間 ただし、次の期間は含まれない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等</p>		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	20日間
	審議機関		
	経由機関		
備考			
最終改正年月日	令和2年4月1日		

参考

[根拠法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可)

第15条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

[基準法令]

《温泉法》

(許可の基準)

第4条

1・2 (略)

3 前条第1項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(温泉の利用の許可)

第15条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

(1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第31条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(3) 法人であつて、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

4 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第31条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第15条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第15条第1項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(4) 第15条第1項の許可を受けた者が同条第4項において準用する第4条第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 (略)